

## 山口ゆめ花博（第35回全国都市緑化やまぐちフェア）ゆめアクション参加要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する第35回全国都市緑化やまぐちフェア（以下「山口ゆめ花博」という。）のゆめアクション参加（以下「参加」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 参加とは、個人・団体が自主的な計画に基づき、個人・団体の責任において新しい公園づくりに挑戦することを前提に作成した企画内容を、山口ゆめ花博の会期中に実施するステージイベントやワークショップ・展示などにより山口ゆめ花博に参加することをいう。

### （参加手続）

第3条 参加を希望する者は、ゆめアクションの5つのビジョン（やってみよう、ひろげよう、きらめこう、ときめこう、つづけよう）を重視し、山口ゆめ花博ゆめアクション申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）により、実行委員会へ申し込むものとする。

2 実行委員会は、参加申込書を受理したときは、審査会を実施し、参加内容の審査及び申込を行った者が第10条第1項各号に掲げる項目に該当しないことを確認し、参加の可否を決定するものとする。

3 実行委員会は、参加を希望する者の参加を承認する場合、又は承認しない場合は、その旨を参加を希望する者へ通知する。

### （募集期間）

第4条 募集期間は、平成29年11月1日から平成29年12月28日までとする。ただし、募集期間終了後においても、必要に応じて追加募集を行うことができる。

### （実施場所及び時間）

第5条 実施場所及び時間については、必要スペース、企画内容等を勘案して、実行委員会が決定するものとする。

### （参加料及び制作補助金）

第6条 参加者（第3条第3項の規定に基づき参加を承認された者をいう。以下同じ）の参加料は無料とする。

2 参加者は、参加に要する費用の一部又は全額を負担するものとする。

3 実行委員会は、2に関わらず、別に定めるところにより、参加者に対する制作補助金を支給することができる。

(関係官公庁等への手続及び実行委員会への提出)

第7条 参加者は、事前に、警察署、消防署、保健所、税務署等、関係官公庁に対して必要な手続きを済ませておかなければならない。

2 参加者は、前項の手続きを行った場合には、実行委員会へ届出書の写し等必要書類の提出を行わなければならない。

3 必要書類の提出期限については、実行委員会から別に指定するものとする。

4 参加者が必要な手続きを怠った場合に生じる損害については、実行委員会はその責任を負わないものとする。

(事前打ち合わせ)

第8条 実行委員会は、イベント等の進行、設営、警備等、運営に必要な事項に関して、参加者と事前に打ち合わせを行うことができる。

(参加内容の変更・中止)

第9条 参加者は、やむを得ない事由により、参加内容及び日程等を変更し、又は参加を中止しようとするときは、山口ゆめ花博ゆめアクション参加変更申込書(様式第2号)(以下「変更申込書」という。)により、速やかに実行委員会へ申し出なければならない。

2 実行委員会は、変更申込書を受理したときは、審査会を実施し、参加内容の審査及び変更申込を行った参加者が第10条第1項各号に掲げる項目に該当しないことを確認し、変更の承認または不承認を行い、その旨を参加者に通知する。

3 実行委員会は、参加の承認後に発生したやむを得ない事由により、実施日時、場所等を変更し、又は参加の承認を取消すことができる。

(参加申込の不受理・参加承認の取消し等)

第10条 実行委員会は、参加者が、次の各号のいずれかに該当するときは、参加申込書を不受理とすることができる。

(1) 参加の目的若しくは内容又は参加者が公の秩序、若しくは善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 参加の目的若しくは内容又は参加者が特定の政治、思想、宗教等の活動に偏っていると認められるとき

(3) 参加の目的若しくは内容又は参加者が山口ゆめ花博の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあると認められたとき。

(4) 参加者が参加の権利を譲渡又は転貸したとき。

(5) 参加者が本要綱その他の定め又は実行委員会が行う指示に従わないとき。

(6) 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められたとき。

- (7) 参加者が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (8) 参加者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (9) 参加者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (10) 参加申込書の記載事項が実施内容と著しく異なるとき。
  - (11) その他実行委員会が定める基準に反するとき。
- 2 実行委員会は、参加者が前項各号に該当することが判明した場合は、参加承認を取り消し、参加者に対しその旨を通知するものとする。
  - 3 前項の規定による参加の承認取消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することはできない。

#### (営業行為)

第11条 参加者が利益を得ることを目的として行う営業行為は、原則として認めない。ただし、実行委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

#### (実費相当分の徴収)

第12条 参加者は、参加を行う場所で実施する講演会、体験学習等への参加費等、実費相当分については、徴収を行うことができる。

#### (広告宣伝活動)

第13条 参加者は、観客に印刷物、ノベルティ等を配布する場合は、配布内容、実施場所、広告宣伝の方法等について、実行委員会と事前に協議を行わなければならない。

#### (入場証)

- 第14条 実行委員会は、参加者及びその関係者並びにこれらの者が使用する車両に入場証を交付する。
- 2 参加者及びその関係者がゆめ花博会場へ入場しようとする場合には、前項の入場証を提示しなければならない。
  - 3 本条第1項の入場証の範囲、対象等については、実行委員会が別に指定する。

#### (管理)

- 第15条 参加者は、参加にあたり使用する場所及び物品等について、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
- 2 参加者は、実行委員会が指定した期間中は参加を継続しなければならない。ただし、止むを得ない事情により、参加の継続が困難となった場合は、実行委員会の指示に従わなければならない。

3 実行委員会は、会場運営上、必要がある場合は、実施場所、実施時間を変更することができる。

(参加の準備)

第16条 参加者は、実行委員会が定める期日までに、参加するにあたり、必要な準備の一切を完了する。

2 実行委員会は、前項に定める期日までに、参加者が参加するにあたり必要な準備の一切を完了しないとき又は完了する見込みがないと認められる場合には、参加承認を取り消すことができる。

(環境への配慮)

第17条 参加者は、参加に伴う準備、運営等の一切において、会場の調和及び他の参加者の妨げとならぬよう配慮しなければならない。

(破損物の修理)

第18条 参加者が山口ゆめ花博会場内の財産を破損した場合は、参加者の負担において直ちに修理のうえ原形に復さなければならない。

(広報及び記録)

第19条 実行委員会は、広報及び記録の目的で、参加者に対し無償で参加企画の内容を記録、録音又は撮影し、これを出版、放映等に使用することができる。

(遵守義務)

第20条 参加者は、本要綱その他の定めを遵守するとともに、実行委員会が行う指示に従わなければならない。

(原状復帰)

第21条 参加者は、実行委員会から指定された参加期間が終了した際には、実行委員会の指示に従って撤去、搬出を完了し、実施場所を原状どおり復帰させなければならない。

(その他)

第22条 この要綱の実施に関し定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月19日から施行する。